

令和3年3月9日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガスこんろ（都市ガス用）2件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちベッドフレーム1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちエアコン（室外機）1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、
携帯電話機（スマートフォン）1件） | 4件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202000934	令和3年2月21日	令和3年3月5日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-800B-R	株式会社パロマ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000936	令和3年2月20日	令和3年3月5日	ガスこんろ(都市ガス用)	110-R500(大阪ガス株式会社ブランド)	リンナイ株式会社(大阪ガス株式会社ブランド)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和3年3月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202000938	令和2年12月8日	令和3年3月5日	ベッドフレーム	FV2	株式会社ニトリ(輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品の床板が外れ、使用者が落下し、負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月20日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000933	令和3年2月18日	令和3年3月4日	エアコン(室外機)	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、異臭と異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202000935	令和3年2月2日	令和3年3月5日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電しながら、当該製品で携帯電話機(スマートフォン)を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月4日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202000937	令和2年12月23日	令和3年3月5日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和3年2月5日に公表した充電器に関する事故(A202000827)及び令和3年3月5日に公表した充電器に関する事故(A202000929)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月2日
A202000939	令和3年2月5日	令和3年3月5日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	他社製のUSBケーブルを使用して当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和3年3月2日に公表したUSBケーブルに関する事故(A202000915)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月24日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ベッドフレーム（管理番号：A202000938）

